

提言書 ～ 中長期的大型事業 ～

令和4年1月14日に総務文教委員会において、総務政策部長より説明のあった、令和3年度から10年度までに老朽化により改修や解体をしなければならない公共施設及びその事業費見込み額について、市議会では同年2月21日に中長期的大型事業特別委員会を設置し検討を行ってまいりました。特別委員会での検討結果に基づき提言書を提出いたします。

主 旨

特別委員会では、「今後の人口動態などから対象施設の複合化が必要」など多くの意見が出されましたが、意見の多くは令和3年3月に策定された魚沼市公共施設再編整備計画の「第2章公共施設再編整備の実施について」で、「人口動態の変化に対応した公共施設の再編」や「公共施設の多機能集約化」など計画策定の実施方針として掲げられていることと同様の観点でした。公共施設再編整備計画は、市議会も承認済みの計画ではありますが、計画策定の実施方針と「再編アクションプラン」とが、特別委員会での調査の結果、不整合と思われる施設が見受けられるので部分的な見直しが必要だと考えます。

また、見込み額として事業費は示されましたが、特別委員会では近隣市の同様な事業との比較などから「事業費が適正かどうか」の疑問がだされました。財源が示されないことから「市の一般財源負担や後年度の償還金の推移などが不明だ」などの意見が出されましたので、対象施設の整備等に係る事業費及び財源を検討したうえで、早急に財政計画を示してもらい、その上で事業の実施について判断することが必要だと考えます。

そして、魚沼市では都市計画マスタープランや立地適正化計画を策定していますが、これらの計画を推し進める姿勢が市に見られないので、行政計画に即した公共施設を選択することや暮らし続けられるまちとなるよう人口誘導を行い、コンパクトで利便性の高いまちづくりを目指すことが必要と考えます。

提 言 事 項

- 1 魚沼市公共施設再編整備計画（令和3年3月策定）の再編アクションプランについて、計画策定の実施方針や立地適正化計画のまちづくりの方針と再編アクションプランが不整合と思われる公共施設について、部分的な見直しを行うこと。
- 2 令和3年度から10年度までに大規模な改修や解体を行わなければならない公共施設について、事業費及び財源を精査し、財政計画を踏まえたうえで事業の実施計画を議会に示すこと。
- 3 魚沼市都市計画マスタープラン（平成28年8月策定）における魚沼市版コンパクトなまちづくりの取組及び魚沼市立地適正化計画（平成29年3月策定）に掲げる3つのまちづくりの方針に基づき、早期に実施すること。

魚沼市長 内田 幹夫 様

令和 4年 9月 2日

魚沼市議会 議長 関矢 孝夫

提言事項に係る付帯事項

- 1 魚沼市公共施設再編整備計画の部分的な見直しについては、下記の分野について、同計画の実施方針及び立地適正化計画のまちづくりの方針に掲げられた次の観点で行うこと。

(1) 見直しが必要な分野

①市民生活系施設

- ・地区集会施設
- ・市営住宅
- ・市有住宅

②教育文化系施設

- ・体育館等
- ・野球場・運動公園
- ・小学校
- ・中学校
- ・幼保、こども園
- ・職員住宅

(2) 見直しの観点

【公共施設再編整備計画の実施方針】

- ①施設の統廃合を進め、公共施設総量等の縮減を図る
- ②全市的な観点からの最適化
- ③今後の地域のあり方も含めた検討
- ④人口動態の変化に即した検討
- ⑤公共施設の多機能集約化

【立地適正化計画のまちづくりの方針】

- ①地域の特性を活かしたメリハリある居住誘導推進
- ②公共施設の統廃合や更新を契機とした都市機能の充実